

受 付	令和 8 年 8 月 19 日 <u>午前</u> ・午後 9 時 38 分
--------	---

一般質問（代表・個人） 通告書

令和8年8月19日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項

広告収入について

No. 1 - 1

本市は安定した財政運営を目指し、「稼ぐ！プロジェクト」で提案された歳入確保の取組として、今年度予算では「公有地の売却」「広告収入」「ふるさと納税」「企業版ふるさと納税」「クラウドファンディング」の5つの取組を上げて実践しています。

広告収入＝広告事業は本市の財源を「依存財源」と「自主財源」に分けてみると、
たときに、「自主財源」になり、さらに自主財源は市税 133.9 億円、繰入金 13.4
億円、その他自主財源 21.6 億円と分類されます(金額は令和 7 年度予算内訳)。
広告事業はこの「その他自主財源」に含まれるものです。

要

(1) 「稼ぐ！プロジェクト」開始の理由について

「安定した財政運営を目指し」、ということだが、なぜ本市の財政運営が安定しなくなったのか、が問われます。改めて、本市の財政運営を厳しくしている理由は何でしょうか。

III

(2) 本市の広告事業の経緯と事業規模について

本市の尾張旭市広告掲載要綱は平成 19 年（2007 年）10 月 26 日から施行し、8 回の改正を行い、今年 4 月 1 日に 9 回目の改正をしました。今年度の要綱改正の内容はどうだったか。また、この 20 年ほどの広告事業の経緯や事業規模の推移はどのようなだったかを伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

広告収入について

No. 1 - 2

要

III

(3) 本年度第1四半期の状況について

ア 本年度第1四半期の取組状況について

本年度は市の全ての課で広告収入に取り組んでいるとのことですが、広告の応募状況はどうだったか、及び広告収入の金額は予算との関係で進捗はどうでしょうか。

イ 広告事業に対する到達、進捗事業の評価について

37 課に状況を伺ってきました。うまくいっている課、苦戦する課
がありますが、どのように評価しているのでしょうか。

(4) 「稼ぐ」ことに関する本市職員のモチベーションについて

職員には、「そもそも自治体職員は金もうけの仕事が本務ではない」「福祉の充実という本来の役割があり、市民の痛みに寄り添うことだ」といった気持ちがあります。大事な構えだと思いますが、広告事業推進とどのように整合を保つのでしょうか。

(5) 「メリットシステム」について

ある自治体では、各局や区役所などの行政組織が自主的に経費節減や広告収入など歳入確保を行った際、その成果の一部を当該組織の翌年度以降の予算に還元・上乘せするという「メリットシステム」を導入しています。稼いだ分はその局等が使えるということであり、新たに事業を始めるならばその財源を自ら稼げということでもあります。先ほど見たように、広告事業に不向きのところもあり、これは行き過ぎで行うべきでないと思いますが、認識を伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する。

氏 名 榑原利宏

質 問 事 項

広告収入について

No. 1 - 3

要

III]

(6) 広告事業に対する市民の意見集約について

公共の場に民間企業の広告があふれることには、市民から批判の声が上がっています。来年度に向けて、市民の声を聴き抑制すべきは抑制してはどうでしょうか。

※ 申し合わせ事項に留意する。

(4) 2026年度の歳入確保に向け、赤字は縮小するのか

4

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

18歳になる人の名簿を自衛隊に提供することについて

No. 3 - 2

要

III

本市も「除外申出」としてこの制度を運用しています。この制度が「違憲の制度」であり、自衛隊へ忌避感を持つ人が自衛隊によりリスト化されるおそれがあると指摘されているのですから、このまま見過ごすことはできません。除外申出を行うのならば、申し出た人が特定されないようにすることが、絶対に必要です。除外申出がなければ、まさに情報提供を拒否する人の要望に応えることができません。情報提供そのものを市が拒否することが最善の策ですが、もしも継続するというのであれば、除外申出を申し出た人が知られないように保護することが必須であるということです。

(1) 除外申出について

ア この除外申出を行った者が自衛隊に認識される方法について

前述のような、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民を自衛隊はリスト化し監視するおそれが指摘されています。現在は、除外申出のあったものを削除したリストに基づいて、名簿提供していますが、その上で自衛隊が「忌避的な感情を持つ市民」を把握するために、どのような方法が考えられますか。

イ 本市が名簿提供を開始して以来、自衛隊が提供を受けた後に、元の住民基本台帳の名簿との照合のために、住民基本台帳を閲覧した実績はあるか

(2) 名簿提供そのものをやめることについて

埼玉県では名簿提供自治体が26年度、ゼロになりました。市民団体からの働きかけがあり、法的に義務がないこと、提供しなくてもペナルティーがないことも中止につながっていると思われます。本市は電子的な提供からタックシールに変更していますが、一歩進んで提供そのものをやめるべきと考えますが、どうですか。

※ 申し合わせ事項に留意する。